

多胎妊婦の皆様へ

東広島市では、令和4年4月から、多胎を妊娠された妊婦さんの妊婦一般健康診査の補助回数を14回から19回へ拡充します。

令和4年3月31までに多胎妊娠により母子健康手帳の交付を受けられた方のうち、対象となる方には、個別通知をします。

なお、令和4年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受けられる方につきましては、母子健康手帳を交付する際に、19回分の妊婦一般健康診査補助券を交付します。

対象となる方

以下のすべてに該当する方

- (1) 受診日に東広島市に住民票がある方
- (2) 多胎を妊娠し、母子健康手帳を発行されている方
- (3) 出産予定日が令和4年4月1日以降の方

対象となる健診

多胎妊婦が令和4年4月1日以降に受診する妊婦一般健康診査の内、15回目から19回目のもの

補助の受け方

〈県内の医療機関で受診する場合〉

通常の妊婦一般健康診査補助券と同様に、受診される医療機関に補助券と結果票を提出してください。

〈県外の医療機関で受診する場合〉

受診後に手続きをしていただくことで、助成金を指定口座にお振込みすることができます。申請方法などは、市ホームページでご確認ください。



【問い合わせ先】

東広島市役所 こども家庭課母子保健係

TEL : 082-402-0407

FAX : 082-424-1678